# 環球中国法速報(No.47)

2022 年 1 月 28 日発行


法令ニュース　2021 年 12 月、2022 年 1 月重要法令解説

コラム　弁護士が見る 時代と歩む中国法-悩ましい善行のリスク


www.glo.com.cn


編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）
日本業務チーム
www.glo.com.cn



北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階
&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax:(86 10) 6584 6666

上海
〒200031
上海市淮海中路 999 号
環貿広場弁公楼一期 35 階&36 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax:(86 21) 2310 8299

深セン
〒518052
深セン市南山区深南大道 9668 号
華潤置地大厦 B 座 27 階
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax:(86 755) 8388 5987

成都
〒610041
成都市高新区天府大道北段 966 号
天府国際金融中心 11 号楼 37 階
Tel:(86 28)8605 9898
Fax:(86 28)8313 5533

## ➢ 2021 年 12 月、2022 年 1 月重要法令解説目次

| No. | 日本語 | 中国語 | 公布機関 | 公布日 | 施行日 | ページ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 地域的な包括的経済連携協定 | 区域全面经济伙伴关系协定 | 締約国：ASEAN 構成国、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド | 2020 年 11 月 15 日 | 2022 年 1 月 1 日 | 2 |
| 2 | サイバーセキュリティ審査弁法 | 网络安全审查办法 | 国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会等の 13 機関 | 2021 年 12 月 28 日 | 2022 年 2 月 15 日 | 3 |
| 3 | 両用品目及び技術輸出入許可証管理目録、輸出入許可証管理貨物目録（2022 年） | 两用物项和技术进出口许可证管理目录、进出口许可证管理货物目录（2022 年） | 商務部、税関総署 | 2021 年 12 月 31 日 | 2022 年 1 月 1 日 | 4 |
| 4 | インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定 | 互联网信息服务算法推荐管理规定 | 国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、市場監督管理総局 | 2021 年 12 月 31 日 | 2022 年 3 月 1 日 | 4 |
| 5 | サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン——ネットワークデータ分類・等級付けガイダンス | 网络安全标准实践指南——网络数据分类分级指引 | 全国情報安全標準化技術委員会 | 2021 年 12 月 31 日 | 2021 年 12 月 31 日 | 5 |
| 6 | 中華人民共和国税関総合保税区管理弁法 | 中华人民共和国海关综合保税区管理办法 | 税関総署 | 2022 年 1 月 1 日 | 2022 年 4 月 1 日 | 6 |
| 7 | モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定（意見募集稿） | 移动互联网应用程序信息服务管理规定（征求意见稿） | 国家インターネット情報弁公室 | 2022 年 1 月 5 日 | — | 7 |
| 8 | 情報安全技術重要データ識別ガイドライン（意見募集稿） | 信息安全技术重要数据识别指南（征求意见稿） | 全国情報安全標準化技術委員会 | 2022 年 1 月 13 日 | — | 8 |

## ➢ 2021 年 12 月、2022 年 1 月重要法令解説

### 1. 地域的な包括的経済連携協定（中国語：区域全面经济伙伴关系协定）

ASEAN 構成国（10 か国）、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド 2020 年 11 月 15 日締結 2022 年 1 月 1 日施行
公示サイト：http://fta.mofcom.gov.cn/rcep/rcep_new.shtml

《区域全面经济伙伴关系协定》（以下简称“RCEP”）由东盟十国、中国、日本、韩国、澳大利亚和新西兰于 2020 年 11 月 15 日签署，自 2022 年 1 月 1 日起生效。RCEP 由序言、20 个章节、4 个部分的承诺表共计 56 个附件组成，亮点如下：

（一）货物贸易方面，RCEP 区域内 90%以上的货物贸易将最终实现零关税，主要通过立刻降为 0 关税和 10 年内降为 0 关税两种方式。确立了原产地积累原则，确定产品原产资格时可将 RCEP 其他成员国的原产材料累计计算，从而更容易享受到优惠关税。简化了海关通关手续，促进货物贸易便利化。

（二）在服务贸易方面，日本、韩国、澳大利亚等 7 个成员国采用负面清单方式承诺，中国等其余 8 个成员国采用正面清单承诺，并将于协定生效后 6 年内转化为负面清单。就开放水平而言，15 方均作出了高于各自在“中国-东盟自贸协定 10+1”的开放承诺，中国承诺服务部门数量在入世承诺的约 100 个部门的基础上，新增研发、空运等 22 个部门，提高了金融、法律、海运等 37 个部门的承诺水平，达到了已有自贸协定的最高水平。

（三）在投资方面，15 方均采用负面清单方式对制造业、农业、林业、渔业、采矿业 5 个非服务业领域投资作出较高水平开放承诺。

（四）此外，各成员国在知识产权、电子商务、政府采购等领域也做出了高水平的开放承诺。

ASEAN 構成国（10 か国）、中国、日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランドによって 2020 年 11 月 15 日に締結された「地域的な包括的経済連携協定」（以下、「RCEP」という）が、2022 年 1 月 1 日に発効した。RCEP は、前文と全 20 章の本文及び 4 つの約束の表と計 56 の附属書からなる。主なポイントは以下のとおり。

（1）90%以上の物品の貿易が、RCEP 締約国間において、主に即時のゼロ関税適用及び 10 年以内の税率ゼロまでの軽減により、最終的にゼロ関税を実現する。原産地規則については、原産材料の累積を採用しており、域内他国の原産品を自国の原産材料とみなして累積することで、特恵税率の適用が受けやすくなる。これにより通関手続の簡易化、物品の貿易の利便化を促進する狙いだ。

（2）サービスの貿易に関しては、日本、韓国、オーストラリア等 7 か国がネガティブリストによる約束、中国を含む残りの 8 か国がポジティブリストによる約束、かつ、発効後 6 年以内のネガティブリストへの移行、といった形式を採用している。15 か国すべてが、中国・ASEAN 自由貿易協定」における約束よりも高いレベルの自由化を約束している。中国が約束したサービスの自由化については、WTO 加盟時に約束した 100 領域のほか、研究開発、航空運送等の 22 領域が追加された。また、金融、法律、海運等 37 分野における自由化レベル引上げにより、既存の自由貿易協定の中でも最も高い自由化レベルに達している。

（3）投資に関しては、15 カ国すべてがネガティブリストによる、製造業、農業、林業、漁業、鉱業の 5 つの非サービス分野への投資における高い自由化レベルを約束した。

（4）知的財産、電子商取引、政府調達等の分野でも各締約国は高い自由化レベルを約束した。

## 2. サイバーセキュリティ審査弁法（中国語：网络安全审查办法）

国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会等の 13 機関　2021 年 12 月 28 日公布　2022 年 2 月 15 日施行
公示サイト：http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

2020 年 6 月 1 日，《网络安全审查办法》（以下简称“2020 年版办法”）正式生效。2021 年 12 月 28 日，国家网信办、国家发改委等 13 部门联合颁布了修订版《网络安全审查办法》（以下简称“2021 年版办法”），自 2022 年 2 月 15 日生效。

相较于 2020 年版办法，2021 年版办法的主要变化之处如下。

（一）新增上位法

在 2020 年版办法（《国家安全法》、《网络安全法》）的基础上，新增《数据安全法》《关键信息基础设施安全保护条例》作为 2021 年版办法的上位法制度。其目的不仅在于保障关键信息基础设施供应链安全，也为了保障网络安全及数据安全。新增这一上位法制度，与下述新增网络安全审查的适用情形密切相关。

（二）新增网络安全审查的适用情形

2020 年版办法仅规定关键信息基础设施运营者采购网络产品和服务，影响或者可能影响国家安全的，应当主动向网络安全审查办公室（该办公室设在国家网信办）申报网络安全审查。但 2021 年版办法新增“掌握超过 100 万用户个人信息的网络平台运营者赴国外上市，必须向网络安全审查办公室申报网络安全审查”的规定。此时，网络平台运营者应当在向国外证券监管机构提出上市申请之前，申报网络安全审查。

このたび、「サイバーセキュリティ審査弁法」（2020 年 6 月 1 日施行、以下、「2020 年版弁法」という）が改正され、2021 年 12 月 28 日付けで、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会等の 13 機関連名にて「サイバーセキュリティ審査弁法（改正）」（以下、「2021 年版弁法」という）が公布された。2021 年版弁法は、2022 年 2 月 15 日から施行される。

主な改正点は以下のとおり。

（1）上位法令が追加

2021 年版弁法では、2020 年版弁法に定める「国家安全法」、「サイバーセキュリティ法」のほか、さらに、「データセキュリティ法」、「重要情報インフラ安全保護条例」が上位法令として新たに加えられた。その目的は、重要情報インフラサプライチェーンのセキュリティだけでなく、サイバーセキュリティ及びデータセキュリティを保障することにある。

（2）サイバーセキュリティ審査の適用事由の追加

2020 年版弁法では、重要情報インフラ運営者がネットワーク製品及びサービスを購入し、国家安全に影響を与え、又は与えうる場合にのみ、サイバーセキュリティ審査弁公室（国家インターネット情報弁公室に設置）に対し、国家安全審査の申告を行わなければならない、と定めていた。それに対し、2021 年版弁法第 7 条では、新たに、「100 万を超えるユーザーの個人情報を管理するネットワークプラットフォーム運営者が国外上場する」場合においても、サイバーセキュリティ審査を申告しなければならない事由として加えられた。そのため、該当するネットワークプラットフォーム運営者についても、国外の証券取引規制当局に上場申請する前に、中国国内でのサイバーセキュリティ審査を申告しなければならなくなったことになる。

### 3. 両用品目及び技術輸出入許可証管理目録、輸出入許可証管理貨物目録(2022 年)(中国語:两用物项和技术进出口许可证管理目录、进出口许可证管理货物目录(2022 年))

商務部、税関総署 2021 年 12 月 31 日公布 2022 年 1 月 1 日施行
公示サイト:
http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202112/20211203233668.shtml
http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202112/20211203233746.shtml
http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcdwmy/202112/20211203233738.shtml

2021 年 12 月 31 日，商务部、海关总署在商务部官网联合公布了《两用物项和技术进出口许可证管理目录》、《进口许可证管理货物目录（2022 年）》以及《出口许可证管理货物目录（2022 年）》，三个文件均自 2022 年 1 月 1 日起实施。进出口目录所列出的物项、技术或货物的，均应依照相关法律法规办理相关许可证。

2021 年 12 月 31 日、商務部、税関総署の連名にて「両用品目及び技術輸出入許可証管理目録」、「輸入許可証管理貨物目録(2022 年)」及び「輸出許可証管理貨物目録(2022 年)」が公布され、2022 年 1 月 1 日から施行した。目録に記載される品目、技術及び貨物を輸出入する場合には、関連法令に従い、関連する許可証を取得しなければならない。

### 4. インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(中国語:互联网信息服务算法推荐管理规定)

国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、市場監督管理総局 2021 年 12 月 31 日公布 2022 年 3 月 1 日施行
公示サイト:http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894606364259.htm

为了规范互联网信息服务算法推荐活动（以下简称“算法推荐服务”），国家互联网信息办公室、工业和信息化部、公安部、国家市场监督管理总局于 2021 年 12 月 31 日联合公布了《互联网信息服务算法推荐管理规定》（以下简称“《规定》”），《规定》将于 2022 年 3 月 1 日起正式施行。《规定》主要内容如下：

（一）监管部门。国家网信部门负责统筹协调全国算法推荐服务治理及监督工作，国务院电信、公安、市场监管等有关部门作为联合监管主体。可以预见，算法推荐服务治理未来也会呈现多头执法的情况。

（二）建立算法分级分类制度。国家根据算法推荐服务的舆论属性、内容类别、用户规模、算法推荐技术处理的数据重要程度等对算法推荐服务提供者实施分级分类管理。

（三）信息主体的权益。信息主体享有知情权（告知用户其提供算法推荐服务的情况，算法推荐服务的基本原理、目的意图和主要运行机制）以及算法选择权（向用户提供选择或者删除用于算法推荐服务的针对其个人特征的用户标签的功能），针对特殊群体（包括未成年人、劳动者、老年人）制定了特殊保护规则。

（四）算法推荐服务提供者的义务。包括要求算法推荐服务提供者建立健全算法机制机理审核、科技伦理审查、信息发布审核、数据安全和个人信息保护等方面的制度在内的多项义务。

インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推薦活動(以下、「アルゴリズム推薦活動」という)を規範化するため、2021 年 12 月 31 日、国家インターネット情報弁公室、工業情報化部、公安部、市場監督管理総局の連名にて、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」(以下、

「規定」という）が公布された。2022 年 3 月 1 日から施行する。

規定の主な内容は以下のとおり。

（1）監督管理機関について

国家インターネット情報機関が全国のアルゴリズム推薦サービスの統治及び監督業務の統括・調整の責任を負い、電気通信、公安、市場監督等の国務院関係機関が共同で監督管理を行うことが定められた。今後、複数の関係当局より、アルゴリズム推薦サービスに対する統治及び監督管理が行われる。

（2）アルゴリズムの等級付け・分類制度の確立

アルゴリズム推薦サービス提供者に対し、そのサービスが世論を形成するものか否か、内容（種類）、ユーザー数、アルゴリズム推薦技術による取扱データの重要度等に基づき、等級付け・分類管理を実施する。

（3）ユーザー権益の保護

ユーザーの知る権利及び選ぶ権利の保障について明文化された。即ち、アルゴリズム推薦サービス提供者は、そのサービスを提供する状況、アルゴリズム推薦サービスの基本原理、目的・意図及び主なメカニズムをユーザーに告知しなければならず、アルゴリズム推薦サービスに用いる、その個人の特徴に基づくユーザータグを、選択又は削除する機能をユーザーに提供しなければならない。また、特殊なユーザー（未成年者、労働者、高齢者等）に対する特別な保護規則についても定めている。

（4）アルゴリズム推薦サービス提供者の義務

アルゴリズムのメカニズム確認、テクノロジーの倫理審査、情報配信の確認、データセキュリティ及び個人情報保護等についての管理制度及び技術的措置の確立・整備等の義務について定められた。

## 5. サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン——ネットワークデータ分類・等級付けガイダンス（中国語：网络安全标准实践指南——网络数据分类分级指引）

全国情報安全標準化技術委員会　2021 年 12 月 31 日公布・施行

公示サイト：https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20211231160823

2021 年 12 月 31 日，全国信息安全标准化技术委员会秘书处组织编写的《网络安全标准实践指南——网络数据分类分级指引》发布，可用于指导数据处理者开展数据分类分级工作，也可为主管监管部门进行数据分类分级管理提供参考，其主要内容如下：

（一）提出数据分类分级按照数据分类管理、分级保护的思路，按照合法合规、分类多维、分级明确、就高从严、动态调整的原则进行划分。

（二）提出常见的数据分类维度包括公民个人维度、公共管理维度、信息传播维度、组织经营维度、行业领域维度。从国家数据安全角度可将数据分为一般数据、重要数据、核心数据共三个级别。

（三）提出数据分类分级实施流程包括数据资产梳理、数据分类、数据定级、审核标识管理、数据分类分级保护。

2021 年 12 月 31 日、全国情報安全標準化技術委員会事務局が作成した「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン——ネットワークデータ分類・等級付けガイダンス」（以下、「ガイダンス」という）が発表された。データの分類・等級付けについて、データ取扱者への指針を示すだけでなく、監督管理機関は、ガイダンスを参照とし、管理を行うことができる。

ガイダンスの主な内容は以下のとおり。

(1)データを分類・等級付けするにあたっては、データを分類して管理し、等級ごとに保護するという観点から、コンプライアンスの確保、多面的な分類、明確な等級付け、等級に合わせた管理、アクティビティな調整の原則に基づき区分する。

(2)データの分類にあたっては、個人、公共管理、情報伝播、組織経営、業界・分野等の面から区分する。等級付けについては、国のデータセキュリティの観点から、一般データ、重要データ、中核データの 3 段階の等級に分ける。

(3)データの分類・等級付けの実施フローは、順に、データ資産の整理、データの分類、データの等級付け、審査・分別管理、データの類別・等級に即した保護、としている。

## 6. 中華人民共和国税関総合保税区管理弁法(中国語:中华人民共和国海关综合保税区管理办法)

税関総署 2022 年 1 月 1 日公布 2022 年 4 月 1 日施行
公示サイト:http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/4105208/index.html

2022 年 1 月 1 日，海关总署公布了《中华人民共和国海关综合保税区管理办法》（海关总署第 256 号令）（以下简称“《办法》”）,《海关保税港区管理暂行办法》、《海关对保税物流园区的管理办法》同时废止。《办法》将自 2022 年 4 月 1 日起施行，主要内容如下：

（一）进一步拓展区内企业可以开展的业务范围，新增融资租赁、跨境电商、物流分拨、期货保税交割等业务。

（二）新增选择性征收关税规定，明确区内企业加工生产的货物出区内销时，企业可以选择按照其对应进口料件缴纳关税。明确区内企业可以利用监管年限内的免税设备承接区外委托加工业务。

（三）增加固体废物出区处置相关规定，明确区内企业产生的固体废物出区按照国内固体废物相关规定执行。

（四）明确综合保税区内货物监管年限届满自动解除监管。

（五）将检测维修期限由原规定的“60 日+30 日”延长至“不超过合同期限”，因特殊情况无法在上述规定时间内完成检测、维修并运回综合保税区的，经海关同意，可以在检测、维修合同期限内运回综合保税区。

（六）增加检验检疫相关规定。增加检验检疫相关法律作为立法依据；明确检疫原则上在进出境环节实施，对综合保税区与区外之间进出的货物不实施检疫。

2022 年 1 月 1 日、税関総署は、「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」(税関総署第 256 号令)を公布した。2022 年 4 月 1 日から施行される。「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」、「中華人民共和国税関の保税物流園区に対する管理弁法」は廃止となる。主な内容は以下のとおり。

(1)総合保税区内の企業(以下、「区内企業」という)が従事できる事業範囲が拡大され、新たに融資リース、越境電子商取引、物流配送、先物保税引渡し等の事業が加えられた。

(2)総合保税区外(国内)との取引について、選択的関税納付に関する規定が創設され、区内企業が加工・生産した貨物を、国内での販売のために、総合保税区外(国内)に出すときの関税について、実際の貨物に基づく関税又はその輸入原材料に基づく関税のいずれかから選択できることが定められた。また、区内企業が、関税を免除されて国外から輸入した、監督管理年限内の機器設備を使用して、総合保税区外(国内)から加工委託業務を請負うことができることが定められた。

(3)区内企業が発生させた固形廃棄物は、国内の固形廃棄物に関する法令規定に従い管理する

ことが明文化された。

(4)総合保税区内の貨物の監督管理は、その貨物監督管理年限が満了すると同時に自動的に解除されることが定められた。

(5)機械設備を、点検・整備のために総合保税区外(国内)に出す場合は、原則として 60 日以内(+30 日の延長可)に総合保税区内に戻さなければならないが、特殊な事情があり、税関が認可した場合には、「点検・整備契約期間を超えない」期限までに総合保税区内に戻せばよいことが明文化された。

(6)検疫について、検査検疫関連法令を根拠法とすることが定められ、原則として、国外と総合保税区との輸出入段階で検疫を実施し、総合保税区と区外(国内)との間で出入りする貨物・外装・コンテナには検疫を実施しないことが明確にされた。

## 7. モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定(意見募集稿)(中国語:移动互联网应用程序信息服务管理规定(征求意见稿))

国家インターネット情報弁公室　2022 年 1 月 5 日公表
公示サイト:http://www.cac.gov.cn/2022-01/05/c_1642983962594050.htm

2016 年 8 月 1 日起正式施行的《移动互联网应用程序信息服务管理规定》(以下简称"现行规定")即将进行修订。2022 年 1 月 5 日,国家互联网信息办公室发布了《移动互联网应用程序信息服务管理规定(征求意见稿)》(以下简称"《征求意见稿》"),向社会公开征求意见至 2022 年 1 月 20 日。

现行规定规制的两类主体分别为移动互联网应用程序提供者和互联网应用商店服务提供者。《征求意见稿》将后者的"互联网应用商店服务提供者"的用词修改为"应用程序分发平台"。此外,《征求意见稿》明确了应用程序提供者和应用程序分发平台两类主体的定义及服务范围并强化了其主体责任,主要内容如下:

(一)规定应用程序提供者通过应用程序提供互联网新闻信息服务,应当取得互联网新闻信息服务许可。

(二)规定应用程序提供者上线具有舆论属性或社会动员能力的新技术、新应用、新功能,应当按照国家有关规定进行安全评估。

(三)明确规定不得刷榜、刷量、控评,营造虚假流量。

(四)要求严格落实未成年用户账号实名注册和登录要求,不得以任何形式向未成年用户提供诱导其沉迷的相关产品和服务。

2016 年 8 月 1 日より施行されている「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定」(以下、「現行法」という)の改正が見込まれている。2022 年 1 月 5 日、国家インターネット情報弁公室より、その改正案として「モバイルインターネットアプリケーション情報サービス管理規定(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)が発表され、2022 年 1 月 20 日までパブリックコメントの募集が行われた。

現行法において規制対象の事業者となる「モバイルインターネットアプリケーション提供者」(以下、「アプリケーション提供者」という)及び「インターネットアプリケーションストアサービス提供者」のうち、意見募集稿では、後者が、「アプリケーションデリバリープラットフォーム」に用語変更されている。また、それぞれの定義、サービス範囲が定められ、その責務を重くする方針がとられている。意見募集稿の主な改正(案)内容については、以下のとおり。

(1)アプリケーション提供者が、アプリケーションを通じてインターネットニュース情報サービスを提供する場合、当該サービスに従事する許認可を取得しなければならないことが定められた。

(2)アプリケーション提供者が、世論を形成させる、又は社会的影響力を持つ新技術、新アプリケーション、新機能をリリースする場合には、国の関連規定に基づき安全評価を行わなければならないことが定められた。

(3)セールスランキング、ダウンロード数、レビューを不正操作し、虚偽のトラフィックを捏造することを禁止することが明文化された。

(4)ユーザーが未成年者の場合における、アカウントの実名登録及びログイン時の要求を厳格に実行することが定められた。いかなる形式であっても、未成年ユーザーによる依存を誘発する製品及びサービスを提供してはならない。

## 8. 情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)(中国語:信息安全技术 重要数据识别指南(征求意见稿))

全国情報安全標準化技術委員会 2022 年 1 月 13 日公表
公示サイト:
https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20220113195354&norm_id=20201104200036&recode_id=45625

2022 年 1 月 13 日，全国信息安全标准化技术委员会在其官网发布了《信息安全技术 重要数据识别指南（征求意见稿）》（以下简称“《征求意见稿》”）,向社会公开征求意见至 2022 年 3 月 13 日。

《征求意见稿》根据《数据安全法》《网络安全法》等法律法规的规定起草，将重要数据定义为“以电子方式存在的，一旦遭到篡改、破坏、泄露或者非法获取、非法利用，可能危害国家安全、公共利益的数据”，并且注明“重要数据不包括国家秘密和个人信息，但基于海量个人信息形成的统计数据、衍生数据有可能属于重要数据”。

《征求意见稿》明确了识别重要数据的基本原则、考虑因素以及重要数据描述格式，并例举了典型的重要数据。

2022 年 1 月 13 日、全国情報安全標準化技術委員会ウェブサイトにて、「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン(意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)が公開され、2022 年 3 月 13 日までパブリックコメントの募集が行われている。

意見募集稿は、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「中華人民共和国データセキュリティ法」等の法令に基づき作成されたもので、重要データについて、「電子的方式により存在し、改竄、破壊、漏洩又は不正取得、不正利用された場合、国家安全、公共利益を脅かしうるデータ」と定義している。なお注釈において、「重要データには、国家秘密及び個人情報を含まないが、莫大な量の個人情報に基づき形成された統計データ、派生データは、重要データに該当する可能性がある」とも定めている。

意見募集稿では、重要データの識別について、基本原則、考慮要素及び重要データ情報記入表の各項目の記入方法について定めており、また典型的な重要データが例示されている。

➢ コラム：弁護士が見る 時代と歩む中国法

# 悩ましい善行のリスク

**文/鮑栄振**

中国語で「扶不扶」とは、道で転んだ老人などに「手を貸して助け起こすかどうか」——つまり「積極的に人助けをするか否か」という意味だ。中国では、この「扶不扶」が十年以上にわたって人々の「ジレンマ」になっている。もちろん、人助けをしなければ良心が痛む。しかし、だからといって気軽に手を貸すと、逆に難癖をつけられたり、訴えられたりする恐れもある。そんな社会の風潮を表している。

このため、現実では困っている人がいても、面倒に巻き込まれることを嫌う人々に無視されるというケースが珍しくない。例えば次のような事例がある。

2017 年 4 月 21 日夜、河南省駐馬店市内の人通りの多い幹線道路で、信号機のない横断歩道を渡っていた女性がタクシーにはねられた。タクシーはそのまま逃げ去り、はねられた女性は路上に倒れ動けなくなった。事故発生時、多くの自動車や歩行者が現場を通りかかった。だが、車を止めて状況を確認しようとしたり、女性を助け起こそうとしたりする人はいなかった。その結果、一度は身を起こそうとした女性だったが、ほどなく後から来た別の車にひかれ、亡くなった。

この痛ましい事件を受け、多くの人が人心の荒廃を嘆いた。同時に、「扶不扶」が「国民的ジレンマ」となるきっかけとなった南京市の「彭宇事件」が改めて思い出された。

## 論議のきっかけ「彭宇事件」

「彭宇事件」の概要は次のとおりだ。2006 年 11 月 20 日朝、64 歳の女性・徐寿蘭さんは南京市内のバス停で転倒し、骨折の大けがを負った。バスから降りた 26 歳の男性・彭宇さんは、徐さんを助け起こして病院まで送り届け、さらに診療費まで立て替えた。ところが後日、何と徐さんは転倒したのは彭さんがぶつかって来たからだと主張。彭さんに対し、治療費として 13 万元を請求したのだった。彭さんは徐さんの主張を否定し、治療費の支払いも拒んだ。

二人の間の「払え」「払わない」の争いは、ついに裁判へと発展した。一審は徐さんの訴えを認め、彭さんに対して徐さんが被った損失の 40%の約 4 万 5000 元の支払いを命じた。その後、二審の直前に両者間で和解が成立したが、和解内容には徐さんに対する補償金 1 万元が含まれており、彭さんにとっては事実上の敗訴だった。

この事件は全国的に報道され、中国人に大きな衝撃を与えた。社会的な論議が巻き起こり、こんな不公平な判決を言い渡される恐れがあるなら、公共の場で老人が倒れていても「見て見ぬふりをする方がましだ」という風潮が中国全土に広まるきっかけとなった。中には、「彭宇事件の後、中国社会の道徳観は 30 年後退し、かつてない試練に直面している」とした評論もあった。

## 触らぬ神にたたりなし？

実は、一審の 2 回目の審理で、彭さんは自身がバスから降りた時に他人にぶつかったことは認めていた（ただし、ぶつかった相手が徐さんであることは否定）。また 3 回目の審理で徐さん側は、事件当時に警察側が作成した調書の写真を証拠として提出している。この調書は、当時の状況について彭さんの供

述内容を記録したもので（原本は警察側のミスにより紛失）、作成した警察側により、この写真は確かに彭さんの調書を写したものであると確認された。

一審は、こうした彭さんの供述や、徐さん側が提出した証拠に基づいて、彭さんが徐さんにぶつかったと考えるのが相当と認定したのだ。法律的な見方からすれば、この判決は妥当だ。実際に彭さんは後年、当時徐さんにぶつかったことを認める発言をしている。

だが事件当時、一部のメディアは、「老人を助け起こした善人が濡れ衣を着せられた」という一方的な報道を繰り返した。その結果、人々のこの事件に対する誤解がどんどん進み、ついに「困っている人を見掛けても助けない方がまし」と善行に及び腰になる風潮が社会に生まれたのである。彭さん自身により真相が語られた今でも、「彭さんは濡れ衣を着せられた」と信じている人は少なくない。

## ジレンマ解消へ法が後押し

「扶不扶」という問題について、法律上はすでに明確な答えが出ている。

『民事訴訟法』および『最高人民法院（最高裁に相当）による民事訴訟の証拠に関する若干の規定』はいずれも、「権利を主張する者が挙証責任を負う」という原則を定めている。このため、助けられた者（甲）が助けた者（乙）のせいで転倒したと主張するなら、甲がそれを証明しない限り乙はいかなる責任も負う必要はない。

また、『民法総則』においても、勇気を持って正しいことをした者を守るための規定として、「自発的な緊急救助行為の実施により被救助者に損害が生じた場合、救助者は民事責任を負わない」と定められている。この規定によれば、たとえ彭さん（救助者）が徐さん（被救助者）に損害を与えても、救助者は責任を負う必要はない。まして損害が救助者によるものでない場合は言うまでもない。

近年、国だけでなく地方レベルでも『正義のための勇敢な行動を奨励・保護する条例』が続々と制定されており、人々が積極的に危難にある人を助ける社会の実現を目指している。

とはいえ、法律や条例に規定があるだけでは問題は解決されない。重要なのは、これらの規定が実際の訴訟において正しく運用されることである。

発端となった「彭宇事件」の判決は妥当なものであったとはいえ、具体的な審理過程でいくつかの誤りがあり、これが「扶不扶」という道徳問題へ拡大したこととも関係がある。

一審では、彭さんの供述や調書の写真、目撃者の証言など、彭さんに不利な事実認定を行うのに足る十分な証拠があった。にもかかわらず、裁判官は内心で理由が弱いと思ったのか、「ぶつかっていないのなら、なぜ助け起こしたのか」と蛇足的に発言。個人的な経験則を「性悪説」という社会一般の経験・判断に適用し、道徳と信仰を害し、証拠裁判主義に反する事実認定を行うという過ちを犯してしまった。この生活経験からの合理性を欠く事実認定によって善意による善行という価値観は否定され、一般市民はこの審理から、「法律は人助けをする人を守ってくれない」という暴論を導き出してしまった。

実務においては、事実を明らかにするだけの証拠が出そろわないこともままある。また裁判官の中には、一刻も早く事を収めようとし、基本的な事実が明らかになっていないのにもかかわらず双方に和解を促す人もいる。だが、このようにいい加減なところで折り合いを付けるやり方は「泥沼状態」になりやすく、表面的にトラブルを解決できても、問題点や争点は隠されたままで真の解決にはならない。「彭宇事件」の処理も善悪や是非があいまいになり、人々のモラルや社会風潮に深刻な悪影響を与えかねない。

幸いなことに、こうした問題を解決するための取り組みがすでに始まっている。最高人民法院は 2021 年 2 月、『社会主義の核心的価値観を裁判文書の法解釈・論証に深く反映させることの推進に関する指導意見』を公表し、審理において「扶不扶」などの法律的・道徳的な難題に直面した際は、情理にかなった判断をするよう裁判官に促している。

この「指導意見」の実施によって、救助者が責任を問われるケースが減少し、最終的には「扶不扶」というジレンマが解消されることを期待したい。

——『人民中国』より転載

本速報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口（日本語対応可能）までお問い合わせいただければ幸甚です。

劉　淑珺（Liu Shujun）
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn

鮑　栄振（Bao Rongzhen）
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しております（内容は、日本語版ニュースレターのものと異なります）。ご興味がございましたら、GLO-JP-Newsletter@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸甚です。

本速報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。